

証券コード 8147
2026年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区銀座8丁目3番10号
本社事務所 東京都大田区大森中1丁目18番16号

株 式 会 社 **トミタ**

代表取締役社長 富 田 稔

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.tomitaj.co.jp/invest/meeting.php>
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トミタ」又は「コード」に当社証券コード「8147」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所 3階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応方針
（買収への対応方針）導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、本招集ご通知の当該書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知に記載されている当該書面は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
 - ◎ 株主総会ご出席者へのお土産を取りやめとさせていただいております。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、個人消費の持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策等の動向による影響、中国の景気停滞、ウクライナや中東情勢の長期化及び物価上昇の継続など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

我が国の工作機械業界は、当連結会計年度は、国内は需要が前年同期比0.4%増加、海外は需要が前年同期比18.1%増加し、その結果、国内外全体の受注額は12.9%増加し1兆7,046億円となりました。

こうした環境下、工作機械を主力取扱商品とする当社グループの受注・売上につきましては、地域ごとに状況は異なるものの、北米での旺盛な設備投資需要を中心として、前年同期比増加となりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は229億3千5百万円（前年同期比5.8%増）、営業利益は6億7千8百万円（同12.0%減）、経常利益は9億8百万円（同6.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億6千4百万円（同5.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本

前年度の設備投資の反動等を主因として売上が減少し、売上高は131億5千9百万円（前年同期比2.5%減）となり、営業利益は2億7千1百万円（同36.7%減）となりました。

② 北米

アメリカを中心とした自動車部品メーカー向けの大型案件を主因として売上が増加し、売上高は61億3千5百万円（前年同期比23.8%増）となり、営業利益は4億4千3百万円（同11.7%増）となりました。

③ アジア

中国において景気停滞の影響で売上が減少したものの、タイ及びベトナムにて設備案件を中心として売上が増加し、売上高は31億9千9百万円（前年同期比9.0%増）となり、営業損失は7千5百万円（前年同期は8千6百万円の営業損失）となりました。

④ その他

電機メーカー向けの売上が増加し、売上高は4億4千万円（前年同期比55.1%増）となり、営業利益は3百万円（前年同期は1千3百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、景気は緩やかな回復基調にあるものの、中東情勢及び米国の通商政策の影響、インフレの継続及び急激な為替の変動など、依然として不透明な状況が続くものと予想しております。

一方で、当社グループの主力ユーザーである自動車、建機、事務機器、空調機器、半導体等のメーカー及びそのサプライヤーは、グローバルでの需要増加に対し、今後も国内外でその関連分野への設備投資を加速させていくものと考えております。中でも自動車業界はHV（ハイブリッド車）、EV及び自動運転技術への設備投資が増加していくものと考えられます。

このような環境の下、当社グループにおける対処すべき課題は、以下のとおりであります。

① グローバル経営の深化

海外営業拠点を拡充し、さらに国内外の営業拠点が深く連携することで、会社全体の事業の拡大及び収益力の強化を図ってまいります。2024年には、経済成長が著しいインドにおいて、日系製造業向けの新たなサポート拠点として、チェンナイ営業所を開設いたしました。

② 成長分野への積極的な事業展開

自動車業界は先行き不透明感があるものの、HV、EV及び自動運転技術を中心に設備投資が行われており、当社グループとしても引き続き新たな商品や設備の提供を継続してまいります。また、依然として旺盛な需要のある半導体関連業界等へのアプローチ強化をしてまいります。

③ 販売とメンテナンスサービスの一体化の強化

当社グループは、2024年、工作機械の電気部品の組み立てと機械のメンテナンスサービスを行う有限会社フィールドを買収しました。近い将来、当社グループは工作機械の販売だけでなく、販売と一体化したメンテナンスサービスも提供し、さらに顧客との信頼関係の強化を目指してまいります。

④ 新分野への投資

当社グループは、2025年、計量・計測機器、研究開発機器の販売を行う新日本産業株式会社の全株式を取得し、子会社化しました。同社は特に宇宙・航空機関連分野に強く、当社グループとして顧客層及び取扱商品の拡大を行ってまいります。

⑤ 顧客ニーズへの対応

仕入先メーカーとの関係を強固にし、顧客ニーズに応じてまいります。国内外での人手不足に起因した自動化・省人化の需要への対応を強化し、顧客満足度を高めてまいります。

⑥ カーボンニュートラルへの貢献

引き続き環境に配慮した設備や、省エネに繋がる商品の開発及び提案を進めてまいります。

⑦ DXの推進

顧客工場、製造工程におけるDX化に繋がる商品を提案してまいります。また、社内ではDXを使った業務の効率化に努め、社内環境負荷を低減してまいります。

⑧ 人的基盤の強化

多様な人材の確保とともに、次の世代を担う人材の育成に努めてまいります。また、社内労働環境の整備を進め、社員の健康増進及び幸福度向上を図ってまいります。

当社グループは、「フェアプレイで世界のものづくりに貢献する」という企業理念の下、「Next Global 4C (Connect, Change, Challenge, Create)」というモットーを掲げております。その上で「技術に強いグローバル専門商社」を目指し顧客満足度を追求することで、時代の変化に対応して変革を続け、継続的な企業価値の向上に繋げてまいります。

株主の皆様におかれましてはなにとぞ格別のご理解と、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2022.4～ 2023.3)	第77期 (2023.4～ 2024.3)	第78期 (2024.4～ 2025.3)	第79期 (当連結会計年度) (2025.4～ 2026.3)
売 上 高 (千 円)	20,195,897	21,313,799	21,676,665	22,935,113
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千 円)	462,837	561,242	629,559	664,023
1株当たり当期純利益(円)	89.26	108.24	121.48	128.66
総 資 産 (千 円)	18,172,360	18,459,215	18,643,735	21,404,992
純 資 産 (千 円)	10,963,221	11,902,893	12,208,056	13,229,781
1株当たり純資産額(円)	2,063.29	2,234.38	2,312.48	2,491.96

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 (2022.4～ 2023.3)	第77期 (2023.4～ 2024.3)	第78期 (2024.4～ 2025.3)	第79期 (当事業年度) (2025.4～ 2026.3)
売 上 高 (千 円)	14,883,621	15,652,087	16,160,861	14,872,632
当 期 純 利 益 (千 円)	456,025	687,834	769,924	770,325
1株当たり当期純利益(円)	87.95	132.65	148.57	149.26
総 資 産 (千 円)	14,557,214	14,956,047	14,729,044	16,285,239
純 資 産 (千 円)	8,364,330	9,119,488	9,400,459	10,488,725
1株当たり純資産額(円)	1,613.12	1,758.76	1,827.05	2,022.07

(注) 当社は、第78期より、従業員を対象とする株式報酬制度を導入しております。1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数及び1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式については、自己名義所有株式分を控除するほか、「従業員向け株式交付信託」が所有する当社株式を控除して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主要な事業内容
TOMITA U. S. A. , INC.	100千U S \$	100.0%	機械・工具販売業
TOMITA CANADA INC. (注) 2	200千C A \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 2	500千U S \$	100.0 (100.0)	機械・工具販売業
TOMITA U. K. , LTD.	220千U K £	95.5	機械・工具販売業
TOMITA ASIA CO. , LTD. (注) 1 (注) 3	4,000千T H B	49.0 [51.0]	機械・工具販売業
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO. , LTD. (注) 2	8,000千T H B	99.9 (0.6)	機械・工具販売業
広州富田貿易有限公司	400千U S \$	100.0	機械・工具販売業
PT. TOMITA INDONESIA	200千U S \$	99.5	機械・工具販売業
VIETNAM TOMITA CO. , LTD.	400千U S \$	100.0	機械・工具販売業
TOMITA INDIA PVT. LTD. (注) 2	60,000千INR	100.0 (0.0)	機械・工具販売業
新日本産業株式会社	35,000千円	100.0	機械・工具販売業

(注) 1.持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。

2.議決権の所有割合の()内は、間接所有の割合で、内数となっております。

3.議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意する者の所有割合で、外数となっております。

4.2025年11月13日に新日本産業株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

事業セグメント	主 要 商 品 名
工 作 機 械 (NC工作機械)	NC旋盤、マシニングセンター、複合加工機、NC研削盤、 NC電気加工機、NCフライス盤、FMS・FMC
(専用工作機械)	切削専用機
(汎用工作機械)	研削盤、小型工作機、フライス盤、旋盤
鍛 圧 機 械	レーザー加工機、プレス、プレスブレーキ、タレットパンチプレス
制 御 機 器	油圧機器、空圧機器、電装機器
工 具 機 器	工作用機器、測定機器、切削工具、伝導機器
そ の 他	電子機器、周辺機器 (ロボット、組立専用機、環境機器を含む)

(8) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区銀座8-3-10
本 社 事 務 所	東京都大田区大森中1-18-16
大 阪 支 店	大阪府吹田市江坂町1-6-1
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中村区十王町17-6
静 岡 営 業 所	静岡県富士市中里925-6
栃 木 営 業 所	栃木県小山市喜沢1197
神 奈 川 営 業 所	神奈川県伊勢原市高森3-1-4
北 陸 営 業 所	石川県金沢市北安江3-14-12
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市中央区下落合6-11-6 東京ビル
茨 城 営 業 所	茨城県水戸市渡里町3268-53
中 国 営 業 所	広島県福山市沖野上町3-2-13 吉本ビル
山 梨 事 務 所	山梨県甲府市中小河原1-11-7 入戸野ビル
四 国 事 務 所	愛媛県松山市本町5-5-4 アクティ本町
東 北 事 務 所	宮城県仙台市太白区柳生2-25-1 メルベユ柳生

② 子会社

イ 国内

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ツ ー ル メ ー ル ク ラ ブ	本 店 東京都大田区
株 式 会 社 ト ミ タ フ ァ ミ リ ー	本 店 東京都大田区
有 限 会 社 フ ィ ー ル ド	本 店 愛知県岩倉市
新 日 本 産 業 株 式 会 社	本 店 東京都文京区

口 海外

名 称	所 在 地	
T O M I T A U . S . A . , I N C .	本 店	Plain City,Ohio,U.S.A.
	営業所	Homewood,Alabama,U.S.A.
	営業所	Indianapolis,Indiana,U.S.A.
	営業所	PeachtreeCorners,Georgia,U.S.A.
	営業所	Lexington,Kentucky,U.S.A.
T O M I T A C A N A D A I N C .	本 店	Concord,Ontario,Canada
T O M I T A M E X I C O , S . D E R . L . D E C . V .	本 店	Leon,Guanajuato,Mexico
	営業所	Queretaro,Queretaro,Mexico
T O M I T A U . K . , L T D .	本 店	Banbury,Oxon,U.K.
T O M I T A A S I A C O . , L T D .	本 店	Bangkok,Thailand
	営業所	Chonburi,Thailand
T O M I T A E N G I N E E R I N G (T H A I L A N D) C O . , L T D .	本 店	Bangkok,Thailand
広 州 富 田 貿 易 有 限 公 司	本 店	中華人民共和国,広東省,広州市
P T . T O M I T A I N D O N E S I A	本 店	Bekasi,Indonesia
V I E T N A M T O M I T A C O . , L T D .	本 店	Hanoi,Vietnam
	営業所	Ho Chi Minh City,Vietnam
T O M I T A I N D I A P V T . L T D .	本 店	Gurugram,Haryana,India
	営業所	Vithlapur,Gujarat,India
	営業所	Halasuru,Karnataka,India
	営業所	Chennai Tamilnadu,India

(9) 企業集団の使用人の状況（2026年3月31日現在）

使用人数	前連結会計 年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213(65)名	△2 (1)名	44.70歳	14.54年

(注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員数及び嘱託社員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

臨時従業員には、契約社員、パート社員及び人材会社からの派遣社員を含んでおります。

2.使用人数には、使用人兼務取締役が3名含まれております。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	70,000千円
株式会社北陸銀行	40,000千円
株式会社常陽銀行	30,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事実

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,858,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,158,000株（内、自己株式930,882株）
- (3) 株主数 6,050名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ト ミ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	503,500株	9.63%
ト ミ タ 共 栄 会	478,700	9.15
オ ー ク マ 株 式 会 社	262,000	5.01
ダ イ キ ン 工 業 株 式 会 社	250,000	4.78
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	235,900	4.51
富 田 雅 枝	226,920	4.34
高 松 機 械 工 業 株 式 会 社	217,400	4.15
株 式 会 社 北 陸 銀 行	214,200	4.09
株 式 会 社 常 陽 銀 行	172,900	3.30
富 田 薫	168,680	3.22

- (注) 1.当社は自己株式930,882株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式（930,882株）には、「従業員向け株式交付信託」が保有する当社株式（40,000株）は含んでおりません。
- 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- 3.持株比率は小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況
富 田 稔	代表取締役社長（注）1
富 田 薫	取締役会長
樋 口 勝 幸	専務取締役 国内管掌
小 倉 弘 司	常務取締役 海外管掌
中 村 龍 二	取締役 総務部長
樺 木 徹	取締役 東日本営業部長兼営業統括本部部長
栗 野 友 広	取締役 中部・西日本営業部長兼中国営業所長
金 口 和 正	取締役（注）2（注）4
齋 藤 正	常勤監査役
宇 佐 美 浩	監査役（注）3（注）4
友 枝 雅 洋	監査役（注）3（注）4

（注）1.代表取締役社長富田稔氏の重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

法 人 名	法人における地位
TOMITA U. S. A. , INC.	代表取締役
TOMITA CANADA INC.	代表取締役
TOMITA MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	取締役
TOMITA U. K. , LTD.	代表取締役
TOMITA ASIA CO. , LTD.	取締役
TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO. , LTD.	取締役
広州富田貿易有限公司	取締役
PT. TOMITA INDONESIA	取締役
VIETNAM TOMITA CO. , LTD.	取締役
TOMITA INDIA PVT. LTD.	取締役
株式会社ツールメールクラブ	代表取締役
株式会社トミタファミリー	代表取締役
有限会社フィールド	代表取締役
新日本産業株式会社	代表取締役

2.取締役金口和正氏は、社外取締役であります。

3.監査役宇佐美浩氏及び友枝雅洋氏は、社外監査役であります。

4.当社は、社外取締役金口和正氏、社外監査役宇佐美浩氏及び友枝雅洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、中長期的な視点に立って企業価値を高める意思決定を行うことを促進するものとしており、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬である賞与により構成されております。

取締役の報酬のうち、基本報酬は、当社の経営環境と各取締役の役位、職責、従業員とのバランス等を勘案し、賞与は、当該年度の業績及び各取締役の業績への貢献度を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により一任された代表取締役社長富田稔及び取締役会長富田薫が、個別の報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門や職責の評価を行うには代表取締役社長及び取締役会長が最も適しているからであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	156,324	85,200	58,240	12,884	9
監査役	7,800	7,800	-	-	5
合計	164,124	93,000	58,240	12,884	14
(うち社外役員)	(9,600)	(9,600)	(-)	(-)	(5)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2.取締役の金銭報酬額は、2019年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額2億2千万円以内（うち社外取締役分2千万円以内）と決議しており（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）であります。
- 3.業績連動報酬は、営業利益の達成度合いに応じてその一定割合に各取締役の業績への貢献度を勘案し算定されております。
- 4.監査役の金銭報酬額は、2013年6月27日開催の第66回定時株主総会において年額1千8百万円以内と決議しており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
- 5.退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当期繰入額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役金口和正氏、監査役宇佐美浩氏及び友枝雅洋氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。
- ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 主な活動状況

区分・氏名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金口 和正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席しました。取締役会において、大手自動車部品メーカーの役員経験者としての幅広い見識と豊富な経験及び自動車関連業界に対する幅広い知識に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 宇佐美 浩	2025年6月27日開催の定時株主総会において選任され就任して以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、監査役会3回のうち3回に出席しました。取締役会において、大手総合商社の海外子会社の経営者としての任務等を通じた工作機械業界に対する豊富な知識と経営に関する高い見識に基づき、独立した立場から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 友枝 雅洋	2025年6月27日開催の定時株主総会において選任され就任して以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会3回のうち3回に出席しました。取締役会において、大手精密計測機器メーカーの役員及び子会社の経営者としての任務等を通じた計測事業に対する豊富な知識と経営に関する高い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、TOMITA U.S.A.,INC.、TOMITA CANADA INC.、TOMITA MEXICO,S.DE R.L. DE C.V.、TOMITA ASIA CO.,LTD.、TOMITA ENGINEERING (THAILAND) CO.,LTD.、広州富田貿易有限公司、PT.TOMITA INDONESIA、VIETNAM TOMITA CO.,LTD.及びTOMITA INDIA PVT.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、必要な社内規程・マニュアル等を作成する。問題が発生した場合、その内容・対処案が総務部門を通じて、代表取締役社長、取締役会、監査役等に報告される体制とする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に関する文書は、別途定める社内規程に従い、保存・管理する。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関連するリスクの識別、評価、対応を適切に行うため、別途社内規程、マニュアル等を整備し、損失の危険を発見した場合は直ちに部門長を通じ、総務部並びに担当役員等に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会を毎月一回定期的に開催するほか、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役の参加する部門長会、部課長会をそれぞれ隔月に開催し、業務執行に関する協議を行う。

2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定と執行の分離により、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における事業リスクの有無を確認するため、状況報告、決裁承認体制を整備するとともに子会社等におけるコンプライアンスの徹底を図る。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の意向を尊重し、必要に応じた人員を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に配置した人員の異動、評価等については、監査役の意見を尊重することとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は「取締役会規程」を遵守するとともに、監査役に職務の執行状況を報告する。監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて取締役又は使用人に対して報告を求め、必要に応じて子会社から事業に関する報告を求めることとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、前項に記載のとおり重要な意思決定の過程等を把握するため取締役会に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧し、また、各取締役とも情報交換を行い、報告連絡が十分機能する体制を整える。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で対応する。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた体制を整備しているほか、以下の具体的な取組みを行っています。

①コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役等及び使用人に向けて、内部通報制度の周知やインサイダー取引防止のためのメッセージを定期的に発信し、社内の意識向上に向けた取組みを継続的に行った。

②内部統制委員会の継続的開催

当社は、従来から内部統制に関する現状認識・課題把握のため、監査役も参加する「内部統制委員会」を継続的に開催している。当事業年度は12回開催した。

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会を15回開催し、法令又は定款に定められた事項や当社及び子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けた。なお、独立性を保持した社外監査役はこれらを監督している。また、部門長会、部課長会をそれぞれ隔月で開催し、そこには代表取締役社長、専務取締役及び常務取締役も参加し、業務執行に関する協議を行った。

④監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査役会を4回開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施した。また、監査役は会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施した。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(15,764,320)	流動負債	(6,560,011)
現金及び預金	7,669,558	支払手形及び買掛金	3,411,304
受取手形	15,765	電子記録債務	765,558
売掛金	3,497,564	短期借入金	140,000
電子記録債権	1,314,420	未払法人税等	146,539
有価証券	319,860	前受金	1,755,826
商品	1,252,879	賞与引当金	90,824
前渡金	1,194,908	役員賞与引当金	45,100
その他	499,364	その他	204,857
固定資産	(5,640,671)	固定負債	(1,615,198)
有形固定資産	[1,184,430]	繰延税金負債	786,755
建物及び構築物	254,955	再評価に係る繰延税金負債	340,635
土地	776,691	役員退職慰労引当金	341,174
その他	152,783	退職給付に係る負債	33,827
無形固定資産	[51,841]	株式給付引当金	3,675
その他	51,841	執行役員退職慰労引当金	7,995
投資その他の資産	[4,404,399]	その他	101,134
投資有価証券	2,914,310	負債合計	8,175,210
関係会社株式	10,000	純資産の部	
関係会社出資金	228,200	株主資本	(10,010,991)
投資土地	787,862	資本金	397,500
繰延税金資産	57,225	資本剰余金	309,154
その他	420,771	利益剰余金	9,795,151
貸倒引当金	△13,970	自己株式	△490,814
資産合計	21,404,992	その他の包括利益累計額	(2,915,103)
		その他有価証券評価差額金	1,554,366
		土地再評価差額金	519,774
		為替換算調整勘定	840,962
		非支配株主持分	(303,686)
		純資産合計	13,229,781
		負債純資産合計	21,404,992

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		22,935,113
売上原価		18,756,050
売上総利益		4,179,063
販売費及び一般管理費		3,500,179
営業利益		678,883
営業外収益		
受取利息及び配当金	94,126	
仕入割引	10,616	
受取賃貸料	89,325	
為替差益	78,529	
その他	11,031	283,630
営業外費用		
支払利息	2,112	
不動産賃貸費用	46,960	
売上割引	1,658	
その他	3,068	53,799
経常利益		908,713
特別利益		
固定資産売却益	4,320	
負ののれん発生益	57,088	61,409
特別損失		
固定資産除却損	22	
減損損失	17,488	17,511
税金等調整前当期純利益		952,611
法人税、住民税及び事業税	294,928	
法人税等調整額	17,098	312,026
当期純利益		640,584
非支配株主に帰属する当期純損失		23,438
親会社株主に帰属する当期純利益		664,023

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	397,500	280,300	9,245,201	△511,983	9,411,017
当期変動額					
剰余金の配当			△114,073		△114,073
親会社株主に帰属する 当期純利益			664,023		664,023
自己株式の取得				△40	△40
自己株式の処分		28,854		21,210	50,064
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	28,854	549,950	21,169	599,973
当期末残高	397,500	309,154	9,795,151	△490,814	10,010,991

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,173,177	519,774	794,073	2,487,025	310,012	12,208,056
当期変動額						
剰余金の配当						△114,073
親会社株主に帰属する 当期純利益						664,023
自己株式の取得						△40
自己株式の処分						50,064
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）	381,189	－	46,888	428,078	△6,326	421,752
当期変動額合計	381,189	－	46,888	428,078	△6,326	1,021,725
当期末残高	1,554,366	519,774	840,962	2,915,103	303,686	13,229,781

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円 未満は切捨表示)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	(10,325,622)	流動負債	(4,422,085)
現金及び預金	4,392,668	支払手形	113,381
受取手形	15,765	電子記録債務	765,558
電子記録債権	1,314,420	買掛金	1,822,376
売掛金	2,145,444	短期借入金	140,000
有価証券	319,860	未払法人税等	55,671
商品	657,786	前受金	1,303,630
前渡金	798,818	賞与引当金	86,800
その他	680,857	役員賞与引当金	45,100
固定資産	(5,959,617)	その他	89,568
有形固定資産	[992,928]	固定負債	(1,374,428)
建物	244,492	繰延税金負債	669,646
構築物	56	再評価に係る繰延税金負債	340,635
工具、器具及び備品	48,610	役員退職慰労引当金	293,933
土地	699,768	預り保証金	57,854
無形固定資産	[45,914]	株式給付引当金	3,675
電話加入権	5,454	執行役員退職慰労引当金	7,995
ソフトウェア	40,460	その他	688
投資その他の資産	[4,920,774]	負債合計	5,796,514
投資有価証券	2,900,687	純資産の部	
関係会社株式	659,952	株主資本	(8,413,783)
関係会社出資金	310,449	資本金	[397,500]
破産更生債権等	13,926	資本剰余金	[309,154]
投資建物等	28,120	資本準備金	280,300
投資土地	787,862	その他資本剰余金	28,854
差入保証金	58,522	利益剰余金	[8,197,943]
保険積立金	171,143	利益準備金	99,375
その他	4,080	その他利益剰余金	8,098,568
貸倒引当金	△13,970	別途積立金	950,000
資産合計	16,285,239	繰越利益剰余金	7,148,568
		自己株式	[△490,814]
		評価・換算差額等	(2,074,942)
		その他有価証券評価差額金	[1,555,167]
		土地再評価差額金	[519,774]
		純資産合計	10,488,725
		負債純資産合計	16,285,239

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

科目	金額	
売上高		14,872,632
売上原価		12,887,552
売上総利益		1,985,080
販売費及び一般管理費		1,745,958
営業利益		239,122
営業外収益		
受取利息及び配当金	538,754	
為替差益	106,459	
受取賃貸料	90,510	
その他	12,254	747,979
営業外費用		
支払利息	2,112	
不動産賃貸費用	46,960	
その他	1,987	51,060
経常利益		936,040
特別損失		
固定資産除却損	22	22
税引前当期純利益		936,018
法人税、住民税及び事業税	157,230	
法人税等調整額	8,461	165,692
当期純利益		770,325

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円 未満は切捨表示)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	397,500	280,300	－	280,300	99,375	950,000 6,492,316	7,541,691
当期変動額							
剰余金の配当						△114,073	△114,073
当期純利益						770,325	770,325
自己株式の取得							
自己株式の処分			28,854	28,854			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	28,854	28,854	－	－ 656,252	656,252
当期末残高	397,500	280,300	28,854	309,154	99,375	950,000 7,148,568	8,197,943

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△511,983	7,707,507	1,173,177	519,774	1,692,951	9,400,459
当期変動額						
剰余金の配当		△114,073				△114,073
当期純利益		770,325				770,325
自己株式の取得	△40	△40				△40
自己株式の処分	21,210	50,064				50,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			381,990	－	381,990	381,990
当期変動額合計	21,169	706,275	381,990	－	381,990	1,088,266
当期末残高	△490,814	8,413,783	1,555,167	519,774	2,074,942	10,488,725

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 ト ミ タ
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	大 山 昌 一
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	指 野 豊
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トミタの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トミタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 ト ミ タ
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士
公認会計士

大 山 昌 一
指 野 豊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トミタの2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査の方針に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株 式 会 社 ト ミ タ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 齋 藤 正 ㊟

社 外 監 査 役 宇 佐 美 浩 ㊟

社 外 監 査 役 友 枝 雅 洋 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに将来の事業展開や企業体質強化のために必要な内部留保に配慮しつつ、業績に見合った配当を継続することを基本方針とさせていただいていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき24円とさせていただきたいと存じます。

また、この場合の配当総額は125,450,832円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応方針 (買収への対応方針) 導入の件

1. 提案の理由

当社は、2026年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、本総会において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

2. 提案の内容

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量取得がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量取得行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、1911年の創業以来100年以上にわたり、機械及び工具販売を主軸とした専門商社として事業を展開してまいりました。また、グローバ

ル化に伴い、高度化かつ多様化する顧客のニーズに対応するべく、「フェアプレイで世界のものづくりに貢献する」という企業理念の下、「トミタは工場に必要な何かを世界中より探し、それに付加価値を加え、適正価格、適正納期で納入します」という使命を掲げ、グローバルベースで商品やサービスを提供できる組織力の更なる強化に努めております。このような長年の取組みの中で、当社グループが創造力と提案力を尊重し、顧客満足度の向上を図ってきたことにより培われた取引先との長期的な信頼関係、及びそれを支える「グローバル経営を基盤とした安定供給体制」、「プロフェッショナル人財による付加価値創出」、そして中長期的な企業価値向上に資する施策に継続的かつ計画的に取り組むことを可能とする「グローバル商社の運営を支える長期保有資産の活用」が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社株式の大量取得を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 本プランの目的及び内容等

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきかを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①ないし③のいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みま

す。) (当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。) がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 特定株主グループ (注2) の議決権割合 (注3) を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注4) に係る買付その他の行為 (当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。本議案において同じとします。)
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等に係る買付その他の行為
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主その他の保有者 (複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。) との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係 (注5) を樹立するあらゆる行為 (注6) (ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。)

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行おうとする者 (以下「買付者等」といいます。) は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権 (その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、かかる新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。) の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、経営成績、投資方針の詳細、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業

についての経験、過去に行った投資及び買収の実績（投資先、投資期間、関与内容及び投資後の経営方針並びにその結果を含みます。）、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）

- ② 買付等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、買付等の対象となる株券等の種類、数及び買付等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等（買付等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）並びに買付等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
- ③ 買付等の対象となる当社株券等に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容並びに金額及びその算定根拠を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑥ 買付等の完了後に想定している当社株主としての権利行使等に関する方針、当社及び当社グループ会社の役員派遣に関する意向及び候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、上場維持又は非公開化に関する方針、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）、配当政策、資産活用策（買付等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画

を含みます。)

- ⑦ 買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するかについての考え（買付等が当社の企業価値の源泉に与える影響並びに買付等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
- ⑧ 買付等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、買付等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。本議案において同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとしします。本議案において同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、当該情報等の提供が完了したと合理的に認めた日から最長60日間（対価を金銭（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量取得行為の場合）又は最長90日間（その他の大量取得行為の場合）が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（以下「本発動事由」といいます。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（注7）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前又は事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合（注8）
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます（注9）。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします（注10）。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会を開催しない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実及びその期間・理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買収し、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
 - (e) 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1

株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

- ① 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注11）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注12）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(i) 買付者等

- (ii) 買付者等の共同保有者
- (iii) 買付者等の特別関係者
- (iv) 上記(i)から(iii)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。また、当該譲受人又は承継人の共同保有者及び特別関係者を含みます。）
- (v) 上記(i)から(iv)までに該当する者の「関係者」（注13）（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

- ② 本新株予約権者は、当社に対し、上記(g)①の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(g)①の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- ④ 上記(g)③の条件の充足の確認は、上記(g)②に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予

約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注14）を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

- ④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プラン導入の手続

本プランの導入については、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2026年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償

割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様のお口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じること

があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

三 本プランの合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することや、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

2. 買収への対応方針に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」も踏まえた内容となっております。

3. 株主意思の重視

本プランは、上記二3.(4)「本プラン導入の手続」記載のとおり、本総会における株主の皆様のご承認を条件として導入されます。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することがあります。

す。

さらに、本プランには、有効期間を本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外監査役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記二3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記二3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の任期は2年ですが、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27

条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。本議案において同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。本議案において同じとします。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。本議案において同じとします。)、(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(上記(i)又は(ii)の者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)、並びに(iv)上記(i)ないし(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者を併せたグループ意味します。本議案において同じとします。

- (注3) 議決権割合とは、特定株主グループによる具体的な買付その他の行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。ただし、本プランにおいては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」(株券等保有割合の計算にあたっての除数)は、「当該発行者の発行済株式の総数(当該発行者が自己株式として保有する株式を除く)」と読み替えます。本議案において同じとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。)を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。)の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結

している投資銀行、証券会社その他の金融機関及びこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに（ハ）上記（イ）又は（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないとする旨の取締役会による認定がない限り、本プランにおいては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本プランにおいては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- （注4）本プランにおいて、株券等とは、別途定義される場合を除き、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- （注5）「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、親族関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主その他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- （注6）本文の①から③まで所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- （注7）具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うこと等が考えられます。
- （注8）例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品

取引法第27条の11第2項本文) になされることを要します。) をした上で、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

(注9) 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。また、株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

(注10) 株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法及び内容並びに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等及び独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者（以下「買付者等特別利害関係者」といいます。）を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

(注11) ただし、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注12) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

(注13) 「関係者」とは、上記(i)から(iv)までに該当する者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、支配とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注14) ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認

められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができること等が定められること等があります。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得

- ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主意思確認総会招集の要否の判断
 - ⑩ 買付者等特別利害関係者の判断
 - ⑪ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑫ 本プラン以外の買収への対応方針の導入の是非の検討又は判断
 - ⑬ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑭ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（ウェブ会議、テレビ会議又は電話会議による出席を含む。別紙1において同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏 名： 金口 和正
生 年 月 日： 1953年12月8日

略歴： 1978年4月 厚木自動車部品株式会社（現 Astemo株式会社）入社
2000年4月 同社厚木工場 生産技術部長
2016年4月 同社専務執行取締役
2019年3月 同社退職
2019年4月 当社特別顧問
2023年6月 当社社外取締役(現任)
現在に至る

金口 和正氏は、現在、当社の社外取締役であり、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 宇佐美 浩
生 年 月 日： 1946年4月24日

略歴： 1970年4月 三菱商事株式会社入社
2002年9月 MC Machinery Systems, Inc.社長兼CEO
2006年4月 三菱商事テクノス株式会社
常務取締役大阪支社長
2008年3月 日本工作機械販売協会専務理事
2019年5月 同協会退職
2025年6月 当社社外監査役(現任)
現在に至る

宇佐美 浩氏は、現在、当社の社外監査役であり、同氏と当社と

の間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 友枝 雅洋
生 年 月 日： 1955年5月4日

略歴： 1986年4月 株式会社東京精密入社
2014年6月 同社取締役
2019年4月 同社計測社カンパニー長
2021年4月 株式会社アクレテック・パワトロシステム代表取締役社長
2025年3月 株式会社アクレテック・パワトロシステム退職
2025年6月 当社社外監査役(現任)
現在に至る

友枝 雅洋氏は、現在、当社の社外監査役であり、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以上

会 場 ご 案 内 図

東京都大田区大森中1丁目18番16号
当社本社事務所3階会議室
電話 東京 (03) 3765-1219



●京浜急行線 梅屋敷駅より徒歩4分